四十二物詮考證

完

六の書に本紙にて清水ゆその枕の草紙とあり[illegible]雷義の
雑纂にも似のよひとあるものとあり[illegible]書中
の作者にもある人実に[illegible]拾遺集の歌にて
入[illegible]をいろひ出てかくあるいものあり後の紙にかくあり
[illegible]とあり[illegible]四十二の数に[illegible]
[illegible]四十二の数にもあるとあり[illegible]
[illegible]四十二の数にもあるとあり[illegible]
[illegible]人とはあらん

況齋

四十二の数 釋氏の四十二章経なるべし 以後おなじ事なり

況齋又記

ゆばまる

[illegible]

西行案山崎美成海録巻子に云中古の草紙に四十二の物あり[illegible]
といふものあり似るものあらを題して[illegible]
あるべし活板整板なりと云甚だ稚し故に友人山本明清
永考証をつくりて印行せりされど四十二と云数何により
たるものなるか思いかりしにたまく遠碧軒記を読むに
人事の部に四十二年の禁忌のる書あり[illegible]
さいの目西方に四十二あり[illegible]四十二まで[illegible]
あり[illegible]を過ぎは法外の心を[illegible]
と云[illegible]信仮[illegible]是[illegible]
四十二の数にもあらねひを[illegible]
[illegible]見えず[illegible]

六の書に本朝にも清少納言の枕の草紙のやうに雅義の
雑纂をたゞ思ひのまゝにかきつるものなれば書中
に作者をもいとひ出てかゝるものあるべきなれ
ども人をいとひ出てかゝるものなれば
よりわけてこれを題して四十二の教行ともいふべし
そもそも文又四十二の教行ともいふべき
といふべきなるべきにはあらねども
きらひなくこゝに故証をのこすのみ
きるべしと

況齋しるす

四十二の教釋尊の四十二章経なり
所今工形出一

況齋又記

西行文庫

こゝろ和のうたもゆはせぬこゝろ清きを
はなれぬきてにもあらんこゝろのつくふ
うるくさいふるものなれば
又つくるこゝろもたに
をもてをもふまゝ
川をはなれつゝふ
さるこゝろにうたなく
さるこゝろもしのあるを
のうらはなれてふるものあるこゝろ
おもはるゝ中なりて
ふとなりたるこゝろ

四十二

四十二の段わかるひ一名たけくらべ（他本わかるれものあるひとのこあれとかうかるる一本のこたかくらべとあり）あり作者時代等詳ならず扨さうにたりあり南北朝のをゝつくることよりて事なるもなかなかしさかれ正しき證をえられざるべくハのひくらべくれと片岡覓光ぬしのもくもし本ア後土御門内侍筆とあるをたりあり文正應仁ゝり扨られるをれあをのしさて

このあらをつりくるる源氏物語よりくるるまつ中納言ゝまつ我れ

ひとつふるをいそんたれ南殿の桜えあふるうりをほくく花宴巻乃ゝ

むすよ似ようあく東宮と中宮と菊秋をあるそひあふるうりを紫の上と秋好

中宮とのくらべくこのようひ〻紫蘭巻巻云をれのをれをもし孫の巻れ

さうをとりくよ人あるそひ作てくる巻こうのけよんるほうりいくハなるさく

めて紫作ゝさンなるもあるこうあるをれあるしくるのなるをいひちんへめる

大和をの巻ゝをれのわるをとりめてれくるいつもはゝよはめてえあるよ

めるつりくをこを花をれをもねをもくるへ作ゝね中巻女御の秋よんゝ巻をへて

しも巻よ巻れるの段わかよんをへるもとりよてをあれ巻又處女巻野分

きゆもうえて祭まつりをこなへしと、撰みとゝいへるうゝたもうしく夕霧卷と、紅葉賀
卷とをあはせ、ふるつ合せるなりおこゝ井の屋と、汁のをゝといへるうゝも、女のまれ
夕霧大將、雲井の雁北君をおひのみ像よりうまのきゝ井の屋も、ものゝことゝ
あるをとゝれるあまのこゝきあれをあつれ、ゆをれる松むらう、義將をしれ、松ちそう
よれ、霧うりもゝくこゝ出てゝのゝゝもまゝこく、ゆゝゝくいへれも、御をまゝ、又
開白北息、大納言ゝ祭、柏木北おもんのゝゝ北、女三の宮北世むゆ、ゝくなり
しとゝ屋の大北北ゆゝくへゝとゝゝ此柏木のゝゝ標注よりそんゝこゝ屋の
大將といへるん源氏のうちよんえ北、おもきいめる、ひゝとなめれとゆふく入へ
とゝ、のゝる大北ゝ、ゝ治の大君よりかゝひあひしゝわゝあゝこゝいへゝあをあゝゝゝる屋を、
橋姫巻よゝ屋の月北まゝ、松深くゝゝ、知る保巻よ出ゝもゝくいとゝゝして、ゝ
まんなゝよりなくゝやつ出ゝくおちゝゝ屋、ゝのあれゝなれもゝ月らゝゝゝ、
清ゝるゝくなりゝ屋へゝゝゝゝゆくまゝゝゝゝゝ、ゝゝゝ屋、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
中をゝけゝゝゝ又總角巻のゝゝゝれゝゝゝゝ月をゝゝゝれつひゝゝもへき、
ゝ北なゝゝねハゝゝとゝゝゝゝゝ、ゝをいへ、ゝをゝる大北の屋の月をゝゝゝゝゝゝゝ、
もゝゝゝゝれを、ゝひゝく異名とゝへきゝゆもゝあゝ北、さて屋巻巻よゝ屋の別北ゝを、

又屋北のゝれ乃内大臣、ゝゝ屋の別北左大臣、ゝゝ屋の別北
中納言、みゝこの中ゝ、ゝゝ屋乃別の東宮、又女院大將ゝ、
北ゝのひをゝをひゝくゝゝきゝゝ北とゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ屋の別北院宮北、
ひゝのゝせんゝゝこのゝれゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
なゝくゝ、北ゝ屋のゝけゝゝゝ、ゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝる時、内大臣のゝゝゝゝ屋をゝゝのひゝくゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
女ゝなゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝる、屋北の別北物語なゝいへゝるゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝちゝゝ大北とゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝく此物語今世ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
宮と、句兵部卿とあゝ屋又ひゝる源氏と、夕霧の大北とおゝゝゝる例もあれゝゝ屋の
大北ゝゝ、北のゝゝる大北のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
なれゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
きゝの北をゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
なゝゝゝゝ橋姫のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

中臣のそうこをいへる歟よりてかをこれをものがかくもとあらひるゝこと
あるべきおくく野分をよりてたゝ荒堂のをえうひ一條の頭をとりくこのもの系
れいをまうしきこゝろをくあなれとうこゝりくれはさてやこゝに

大意

此書ハ元南殿の櫻えをひらくかり初ハ春秋のあらそひより十二源の物語
ときなれる物なれさ好ハ春秋のあらそひハ此書の起原ともやうへうん於しく
この淨ひてこの代くりたるさ好ハ古事記巻之中云於是有二神兄弟秋
山之下氷壯夫弟名春山之霞壯夫故其兄謂其弟吾雖乞伊豆志袁登賣不得答汝得此
嬢子乎爾其弟如兄言具白其母即其母取布遲葛而一宿之間織縫衣褌及襪沓亦作
弓矢令服其衣褌等令取其弓矢遣其嬢子之家者其衣服及弓矢悉成藤花於是其春山
之霞壯夫以其弓矢繫嬢子之戸爾伊豆志袁登賣思異其花將来之時立其嬢子之後入其
屋即婚故生一子也云云 伊豆志袁登賣を爭ひ給ふ事ハ万葉集巻之一天皇詔内
大臣藤原朝臣競憐春山萬花之艶秋山千葉之彩時額田王以歌判之歌冬木成春去来者不喧有
之鳥毛來鳴奴不開有之花毛佐家禮杼山乎茂入而毛不取草深執手母不見秋山之木葉乎

見而者黄葉乎婆取而曽思奴布青乎者置而歎久曽許之恨之秋山吾者 まこと拾遺集雜下ある
ところよ春秋のつもりまさるしこの物ものもる貫之ある秋よ
ハひこゝろれくつきうゆ川ゆよつけ給ふ九ゆもんる家集巻ヲ元良のみこ承香殿の
櫻をこれをいうをとのひく給ふれハ秋もをうう給ふとのひくれハ春りゐる
れとをれ春ハ花える時ハのつ
伊勢物語よ秋の物をたる日つをそ
ふを拾遺愚草よ春きくれ
更科日記よ春姫のことなとのひく
のとうよかをこ中略まこと姫よなる
中略
ふを春秋のあつまいれなんひくなとあるをひ給ふ
秋よふをとせしかハとあるてゐるをのせ
さを秋の物をたゝ川るなるを

[illegible]

[illegible]

大齋院の女房、春秋のおのれを争ひ侍りける。中將、春の曙を、秋をさきとせんとのたまふ。秋のあはれ、まことに小秋の秋さめも、春秋の爭ひあり。まこと唐土もいとゝ似ることなり。侯鯖錄卷之四、元祐七年正月東坡先生在汝陰州、堂前梅花大開、明色鮮霽、先生王夫人曰、春月色、勝二如秋月色一、秋月色、令二人悽慘一、春月色、令二人和悅一云々なるべし。

別本異同

此書異本多くあり。本文は大異同あり。歌數も相違し、流布の大目錄といふ所は四十二の物語、二巻と云ふ。其本を見ずして、其本は活板の本あり。歌數四十四首。また山崎美成翁の藏本は、貞享二年板印本あり。小本一巻歌數四十三首。寫本八本を引合せ、其一本は、大石

十曳翁の本、四十四首。また一本は、我が拙園大人の本、四十一首。また一本は、片岡寛光翁の所藏。後土御門内侍筆歌數四十一首。また一本は、梅塢翁の本、白石先生自筆歌數四十三首。また一本は、柳亭翁の本、三十九首。外三本は、藏本也。一本は、[illegible]四十四首。また一本は、[illegible]三十八首。

[illegible]

世に印行せしものは、[illegible]藍本とあつへく、杏花園翁、美成翁、活二本ともに、土御門本、白石本なり。同本也。また[illegible]

[illegible]

詞書も、[illegible]。[illegible]本とも、[illegible]。本書の傍に活とあるは杏花園翁の本也、印とあるは美成翁の本也、土とあるは土御門本也、拙とあるは拙園大人の本也、柳とあるは柳亭翁の本也、白とあるは白石本也、異とのみあるは予が藏本二本を引合せ、別本藏とあるは曳翁の本と同本なり。[illegible]

詞林採葉抄卷之一

奈良宮時代事 或云九代亦八七代ナト説〻不同也續日本紀曰自持統天皇至光仁天皇九代居寧樂都云〻水鏡曰和銅三年自難波遷奈良都矣万葉集第一卷和銅三年春二月從藤原宮遷寧樂都焉如此両説者七代ト見タリ仍今考之云慶雲四年六月十七日文武天皇於藤原宮崩御同七月十三日母后元明天皇即位同五年正月改元為和銅同二年始建那羅都同三年遷都至相武天皇延暦二年代〻居平城宮同三年遷山城國葛木郡長岡京同十三年遷都平安城云〻然者自藤原宮遷都以来皇后是七代ナル者也

南殿のさくら

源氏花宴卷云きさらきのきさらぎ十よあまり日なんでんの櫻のえんせさせたまふ

のりのりのふ云〻

本朝文粹卷之十云春階櫻花應製

菅贈大相國

承和之代清涼殿東二三歩有二櫻樹云云
江談上云内裏紫宸殿南庭櫻樹橘樹者舊跡也云云
古事談巻之六云南殿櫻樹者本是梅樹也桓武天皇遷都之時所被植也而及承和年中枯失乃仁明天皇被改植也云云
この外寶物集巻之一禁秘抄上大槐秘抄越部禪尼消息東齋隨筆等をもくべしあれとこゝにはぶく

「をんなは秋をあはれ」
毛詩豳風
春日遲々采蘩所之女心傷悲
傳云春女悲秋士悲感其物化也
箋云春女感陽氣而思男秋士感陰氣而思女
淮南子繆稱訓云春女思秋士悲春女感陽則思秋士見陰而悲

拾遺雜下 人しれぬ思ひをのみ（諸本ナシ）
そのゝあさぢはいかゝ秋を
「かりそめ（諸本ナシ）」
「ものと（白本）」
みとりなる（清本印本白本）
わほこのゝ（清本）
とのゝ（清本印本）
「女（諸本ナシ）」
「秋（清本印本白本）」
「おもひ（諸本ナシ）」
うへ（清本印本）
「小侍従の君（清本印本白本柳本）」
「まゝ（諸本ナシ）」
「こゝ（清本印本白本柳本）」
「ら（清本印本白本）」
「ん（この八字白本印本ナシ）」
「ま（諸本ナシ）」
「ら（清本印本）」
「ん（清本）」
「ま（諸本ナシ）」
「ま（清本白本）」
「ま（諸本ナシ）」
「ま（清本）」
「ま（清本）」
「ま（清本

春宮の清涼殿の東の方に

月をのみ待つ夜しなれば山の端の
雲のいとなくあけぬるかな

十載秋上　大藏卿行宗

「漢書郊祀志云天子識其手師古曰手謂所書手跡」

源氏相木巻云ことの葉のつきなく
呂覽君守篇云蒼頡作書　蒼頡生而知書鳥獸鳥跡以造文章
淮南子本經訓云昔者蒼頡作書而天雨粟鬼夜哭蒼頡始視鳥跡之文造書契
古今序
同雜下
異本保元物語　崇德院
皇大后宮の大夫
日本紀持統天皇御巻云朱鳥三年十二月

己酉朔丙辰禁斷優亥
唐書狄仁傑傳云久之召謂曰朕數夢雙六不勝何也於是仁傑與王方慶俱在二人同辭對曰雙六不勝無子也云云
洪遵諧雙巻之四日本雙陸篇云朱
中為盤闕可八許長八有五厚三寸刻其
盤上視其來以行馬馬以青白二色琉璃為
之如中國棋子狀馬先歸二處者為勝
「かるくきの枠
拾遺雜賀　春宮女藏人左近
古事記雄略天皇御巻云一時天皇登幸
葛城山之時云云有其自所向之山尾登山
之人云云於是答曰吾先見問故吾先為
名告吾者雖惡事而一言雖善事而
一言之離之神葛城之一言主之大神
者也云云
奥義抄巻之二云ひとり大和國ふるの
優婆塞としのびてくるときとしのびてくるとき
中宮の法せうと大將

一言主といふ神一柱のあらせしよう見えしの
ものゝみはしのもとにをりてくちもめく
ひゝはくこちのえあるさまをてりてもくさ
ぬと役行者をうらみんとのりひゝはるもこゝに
へきすをせひりよ神とゝゝもて託宣し
て帝に奏したまはく役優婆塞と云ひの
王位をとらんとするとのたまへりと
みるとこのつけまゝりて役行者を伊豆
國におくりつかはしこのこと我奮本
今昔物語巻之十一 後頼無名抄巻之上
袖中抄巻之六 詞林採葉抄巻之二 元亨
釈書巻之十五 なとやもたをれとゝ
りくれはゝなりゝ」

「ありう
明清云ゝくあるとゝはゝ狐臭のこと
なりりめたとのそ紙に云人のあるおのつ
ありうるとあるゝうゝくゆきゝさ
あれとゝちあゝ人なるとゝゝゝこと
ゝゝゝゝれとのゝまハてときくゝゝ
ちんゝとゝゝ犯ゆそ云くゝのありうを
うしのゝとゝうゝゝゝゝゝゝゝゝゝへ云
まゝ河内守親行東関紀行中もあり
のゝうゝゝゝう」

「ゝめ
源氏手習巻云この人をゝけゝゝゝゝゝま
ゝうゝちゝゝゝうちけゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ人ゝれとゝめのゝゝゝゝゝを

あのぬけのうゝれのみちゝゝこのゝゝゝゝゝ（ある 白本古）
ひゝはくこちのえあるゝさまをてりてもくさ
ぬと役行者をうらみんとのりひゝはるもこゝに
へきすをせひりよ神とゝゝもて託宣し
て帝に奏したまはく役優婆塞と云ひの
王位をとらんとするとのたまへりと
みるとこのつけまゝりて役行者を伊豆
國におくりつかはしこのこと我奮本
今昔物語巻之十一 後頼無名抄巻之上
袖中抄巻之六 詞林採葉抄巻之二 元亨
釈書巻之十五 なとやもたをれとゝ
りくれはゝなりゝ」

関白のちゝくゝ 活本印本土本イ本
平大納ゝ
関白ゝゝゝ 桂本

曉の月 慈 諸本
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

「辛崎の松とハ懐風藻詠孤松詩ハ尊朝法親王唐崎松記ゆゑ引へし孤と
ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵」
「松のもと〳〵
古世説容止篇云嵇康身長七尺八寸風姿恃秀云云山公曰嵇叔夜之為人也巖巖若孤松之獨立其醉也傀俄若玉山之將崩」

「おしら
翻譯名義集畜生篇云摩斯吒或末迦吒此云獼猴
古今誹諧
ゆゑ〳〵ゆゑましらなゆゑをゆゑ乃
ゆのうひあるゆゑゆゑ」

「巖よりうき橋
新古今春上　藤原定家朝臣
ゆゑの松ゆめのうき橋とゆゑ〳〵
ゆゑとうきとゆゑとゆゑゆゑ」
「ゆゑつき
万葉巻之二
上東門院
黄葉乃過而伊去等玉梓乃使之言者

さ〳〵くと　う絶と
さ〳〵きくのうつろ〳〵ゆゑ
ゆゑの梅乃ゆゑゆゑゆゑのそん
白佐のゆゑ
巖よりいる猿の声と　嵐の「なく」をと
うきこゑを桂本
つまちゆゑ廉の音　久白本古
右活本印本
さゑゑんの乃こゑ
遠里の狗と　巖よりいる猿ゆゑと
をさゑゑ一の印本
ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵

谷イ妻ゆゑ鹿と古

梓弓　五六
万葉考巻之二云あづさゆゑとハ意得ぬ強く切ゆゑゆゑハ切ゆゑことバ法ハ助の辭
佐ハ章の字ゆゑ考ゆゑ云云
なほ契沖雜記ゆゑ巻之一ゆゑ
ゆゑとゆゑゆゑゆゑハゆゑゆゑ」
「ゆゑ〳〵ゆゑ
千載哀傷　上東門院
ゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ
ゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ」
「いまゆゑの松
源氏處女巻
風よりゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ
ゆゑゆゑの行ゆゑゆゑゆゑゆゑ」
「ゆゑゆゑ
同桐壺巻
ゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ
ゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ
ゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ」

文と
ゆゑ　ゆゑ本推本
ゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ

於孝元帝以地遠既不幸納備後宮積五六年昭君心有怨曠偽不飾其形容云云後單于遣使者朝賀云云元帝謂使者曰單于何所願樂對曰珍奇怪物皆悉自備惟婦人醜陋不如中國帝乃問後宮欲以一女賜單于云云于是昭君喟然越席而前曰云云誠願往時單于使者在旁帝大驚悔之云云遂以與之

後漢書匈奴傳云昭君字嬙南郡人初元帝時以良家子選入掖庭時呼韓邪來朝帝召五女以示之昭君豐容靚飾光明漢宮顧景徘徊動左右帝見大驚意欲留之難於失信遂與匈奴以外西京雜記卷之二野客叢書卷之四瑯邪代醉卷之壮四

みんとうなかの白氏文集卷之十四より満西胡沙満鬢風眉銷殘黛臉銷紅愁苦辛勤顧顏盡如今却似畫圖中まこと李義山詩集箋注卷之中より七延壽畫欲通神恐為黃金不顧人馬上琵琶行萬里漢宮長有隔生春

後拾遺雜三　　懐圓法師

なるこゝろのつきぬるかな

みやこ　奥義抄卷之二ゆもとそれと長くれハり〳〵つゝ和歌童蒙抄卷之六和歌色葉集卷之八ゆもゆゝ

[illegible]

なるもきりの　　[illegible]

[illegible]

川の中　七　活本印本イ本　のきゝ　藏本

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中宮の活せうと　左衛門　本　「[illegible]」のこゝ

[illegible]　　[illegible]　　[illegible]

[illegible]　　[illegible]　　[illegible]

[illegible]　　[illegible]　　[illegible]

「賣炭翁
樂府詩集新樂府辭云賣炭翁伐薪燒炭南山中滿面塵灰煙火色兩鬢蒼蒼十指黑賣炭得錢何所直身上衣裳口中食
之五十之八島草紙中もろもろ」
「紗ちるあま
新古今雜下
さくらゐやちるあらしにまかせてはいとはるかなるあまのそらかな」
「中しまの
源氏處女卷
きりはたきもしまの
時せしおのゝ
ゝ」
「玉つばき
莊子逍遥遊篇云上古有大椿者以八千歲為春八千歲為秋
新千載慶賀　賀茂經久
ゆくすゑのこゝろまちをそふたるかなとしのゝ
八千歲ちとせをこゝろにたてゝとしのゝ
拾玉集卷之三新拾遺賀之部
「こゝろのうち
長秋詠藻上
ゆくすゑのこゝろかあらうまやとるうゑ
こゝろをうつしたるかとしのこゝろ」

中宮の法こうこゝろ女房大納言の君（すけ諸本）
藻と　山吹と
（まそ法本印本）
ゆくすゑ雜本
（のもあ法本印本）
こゝへ法本土本白本古
左大臣家
大きゝ大納言法本印本土本阜本古
（きーイ本いけ雜本）
（ちゝと法本印本土本）
（ゐけ法本な藏本）
（おつ土本白本）
（ゐつ法本印本白本イ本）
（たまふやうよ土本）
（白本ナシ）
（印本ナシ）
（法本印本白本十二）
「ねんのこさい
「ねんの天ゐるゐへ法本
女院より中宮をあひ
（白本ナシ）

（土本古）
「たまひ奴土本
「法門をそ
（この十二字白本ナシ）
（印本白本イ本）
（この八字白本ナシ）
（法本印本）
（この九字阜本イ本）
（法本印本）
（白本）
（諸本）
（白本ナシ）
「女院の」
（法本印本白本イ本）
（白本）
（諸本古）
（四十五字印本白本ナシ）
（法本印本）
（白本古）
（法本）
（文院の法こと）
（法こゝもゝふこれる藏本）
（文院ゐやん土本白本）
（法こゝゐやイ本）
（法本）
（法本）
（法

治里伊鈴河上之大山中云云」

加茂

延喜神名式云山城國愛宕郡　賀茂神社二座　並名神　大月　次相嘗　新嘗

四季物語　四月條云當社はかしはやまとの國高鴨よりのぼりまします天武のをんときの六月をはじめとしてこのかみ社にまいりたまふ

「八幡

朝野群載卷之十六云石清水八幡宮略記云右行教恒時欲奉拜大菩薩爰以去貞觀元年參拜豊前國宇佐宮二月九旬已畢欲歸水都之間翌同廿五日夜示宣可移坐之處石清水男山云拜也吾將現其處者驚奇向南山城國巽方山頂和光垂瑞宛如日月光明云云」

「熊野

延喜神名式云紀伊國牟婁郡　熊野早玉神社大　熊野坐神社名神大」

「上蔵

職原抄卷之五云不謂是非三位典侍歟

本朝語圖卷之十五　六百番歌合をひきて此ことのもの今の本よハ此歌なし

あるとてこの[illegible]　う本桂本　よハ本桂本

「女」院の侍の[illegible]

八幡と　[illegible]

[illegible]　れねと本自本イ本古

[illegible]　本イ本

[illegible]　本自本

[illegible]　洽本印本白本古

[illegible]　洽本印本ナシ

[illegible]　蔵本

[illegible]　諸本古　たん印本白本古

[illegible]

上蔵「著赤青色疫御陪膳也海人藻芥卷之下云女房次第大上蔵上ハ摂家ノ御女也上蔵トハ三家ホノ大臣ノ女也」

杜少陵集偏側行詩云方外酒徒稀醉眠速宜相就飲一斗恰有三百青銅錢」

異本ハ錢の依ハ[illegible]明清按ル[illegible]ハ太平記卷之三十五青紙左衛門のすけ[illegible]條ハ錢ヲ三百貫依テ裏テ後ロ山ヨリ潛ニ青紙左衛門カ坪ノ内ヘ入レタリケルとえとこうさて依の字をたゝとの義ニ用ひ[illegible]ハ漢籍ハかくこそ我朝ハ[illegible]雜式ハ九公私運米五斗為依仍用ニ依為歟ゆとこそ」

「こゝせ

平家物語卷之一云入道相國のもくしゝハこゝせうあるよりのちのよりあるまたいのんしをくさんとて御使をこそ[illegible]」

「こゝの小川

聖德太子傳暦卷之下云斑鳩之富小河之絶社我王之御名者忘目こゝろ拾遺哀傷之部小もゝそゝ

本朝文粹卷之十一奉賀村上天皇四十御算和歌序云行基菩薩臨難波津贈於婆羅門僧正遠磨和尚至富小河寄於斑

[illegible]　洽本泉柳本ナシ

[illegible]　本桂本

[illegible]　本自本柳本

[illegible]　洽本印本土本白本古

[illegible]　洽本印本白本

[illegible]　印本泉本

[illegible]　印本

[illegible]　下三十五字泉柳本ナシ古

[illegible]　下印本ナシ

[illegible]　泉古

[illegible]　この十二字白本ナシ古

[illegible]　洽本印本白本ナシ

[illegible]　の泉

[illegible]　洽本印本白本ナシ

[illegible]　洽本印本白本

[illegible]　洽本印本ナシ

[illegible]　洽本印本白本

[illegible]　洽本印本白本

[illegible]　洽本印本白本

「鴨宮太子」
おとねりこ
源氏若菜下云人のいはりをおとろく
られいはぬくことをとろかれそ浅薄を覚
あはくみくまのあはとねのをこうまた
つきうねとうのこすあるあれ
却まきこるたしこあをいかすくり引
いて法ゐんもるよ男のとあり云々」

「志賀の松
同浮舟巻云法師の俗あり志賀きこつけ
ともの物ものりまくあったかくと
のあるなこあるころともあ法末の松
まつ〜んとのこ物ひろるれ人ひ〜笹
あるあとあるをいとあはとあるむも
ふこうぬ云々」

「松の下の月
同花宴巻云
あきの松のあいれとあるもいる月松
あきあるぬつきうとを物ひとを
らひられ松のしまあはいとあるう
をこけなるとこの文をあるれ
ちつくもるし」

「夕きりの大殿
同夕霧巻云小野とふひうよ山さを
しるあへるよるうあり野とかくきを
ちうく法ちうをとをとへるねう
いる人のうけようくを入りあひぬまくタ

みてうんのつくれをあをうねのりうう「源氏」より
えつけらまい。柳本あさ伊しきとうきくめれ「白しふ」
与新て「若のひとくのことを 法本印本自本柳本 かくれいるみまいくを」このをれ
大殿よ。志〜もあをうり「たまれ 法本印本ナシ こみ」「岩根ろ
まろ諸本ナシ 法本印本自本 「れ」とうきくく法くのハされるみしはるとを。
いつれう「法〜〜〜〜〜る 柳本 そしくハ法本印本自本 兵部卿の宮 自本 命婦の君 桂本 女三の君 藏本 れ桂本」
うきふの男をあしれ桂本るれ物ひいるを
志ねのしうよ志くうのをなよ
「桂本ナシ
ひるるうんしれ。」法本印本自本あとよハ 月夜の内侍のうとあるきうんのわと
ようあひきめしをうたのあそとれ戒。
たうをうあり法のふとくれ物ひるる月
いられとをしくハとあり 合
門法れこうよ。をとをうん「桂本ナシ」しこう法をう。

ふれのきうよとられてうちをてく
なりあるるやとれりあるるしくてをうう
るるよををいとむうけうなりあひそ
ふのるるるしれとよねうひををを
をひををくたうそひきとあるうれ
壬生二品集上
えるるくとうをうられるるのをる
物ひうれ月松のうけをひをうう」

「大和ことば
源氏薄雲巻云ものをうちをれ氏ものの
のうきよおくりの月をひをうん月うう
やのとこうをあて松のあいれをえたを
ひりへうを
續古今賀 後京極摂政前太政大臣
あをうしあるうあをとをのうをあく
ひうひしあををうれるう」

「ものうき
古今六帖 服飾之部 伊勢
ものうきのうをみをうをとくせあく
ずしあるうよをそぬとをを

古今ナシ 此歌ナシ
「ものうくうをのうう
れをうう下廿七字 桂本ナシ
いつ松なくうきと。女院おうあられをを。
法ちう法門の中納言
志ちう法やうあるこうれあるなををて
えるこのひもあるうるれのあを
」ナシ 古」

君 志本イ本
ものを 諸本 古
為初しあちをのうへれ為をうも
れ月松のうけをうをうよ
れ白本イ本 古
古今ナシ 此歌ナシ
「ものうくうんとこうをのたうひあんとハ」
れをう下廿七字 桂本ナシ
いつ松なくうきと。女院おうあられをを。
法ちう法門の中納言
志ちう法やうあるこうれあるなををて
えるこのひもあるうるれのあを
」ナシ 古」

大海の波もかくやとおもふ

源氏の霧巻云なにゝとの御ふくきこゑ

源氏花宴巻

新拾遺春下　藤原清輔朝臣

「かしハ本

源氏柏木巻云やむ事なきねハうひうひしきさまにて女宮やもつひに對面

「この十一字　活本印本白本桂本ナシ

「この十字　活本印本白本ナシ

「この十三字　白本ナシ

「活本印本白本ナシ

「活本ナシ

「内侍　白本ナシ

「ふり

乳母の紙云のゝ

長明鍛川上云楊くの邊よ花とゝ[illegible]
なり[illegible]至りの巻巻之四中もゝ[illegible]
きの狩古事記傳巻之十六木花之佐久
夜毘賣のくゝり考へ合はし又くゝ[illegible]
にも似ることあり鶴林玉露巻之十三ま
洛陽人謂牡丹為花成都人謂海棠為
花尊貴之也なとあるをおりふしやまと
やもうゝ[illegible]もれたるひめつる花ゝ
楊ゝまれ海棠ゝまれ[illegible]とのゝいへゝ
とゝめ」

「たなばた」

前楚歳時記云七月七日為牽牛織女聚
會之夜

瑯邪代醉巻之一引述異記云天河之東有
美麗女子為天帝之子機杼女工年々勞役
織成雲霧絹縑之衣辛苦殊無歡悅容貌
不服整理天帝憐其獨処遂嫁與河西牽牛
之夫嫁自後竟廢織紝之功會歡不歸帝
怒責歸河東但使一年一度與牽牛相會（其夜作鵲橋渡織女）
（俗稱鵲橋）明清云今の述異記よりの文
なり

古語拾遺云今天棚機姫神織神衣云云

万葉集之十秋雜歌七夕

天漢水左岸而照舟竟舟人妹等月夜（ミエスヤ）載
この外代々の集おいくゝあるゝ
いくゝあるゝ[illegible]公事根元巻之下云云巧
奠[illegible]天平勝宝七年[illegible]

うえのみかひもゝそゝ[illegible]れよゝ紫
三條の大納言
ゝみなゝ[illegible]
のゝ[illegible]乃とゝ[illegible]
いつもゝ[illegible]
たなばたゝの
まつもむ[illegible]
「たのゝ[illegible]」（この十九字 活本印本赤本白本ナシ）
ロ十二[illegible]
ハの大[illegible]
[illegible]

十首 整本 四十二首 藏本

ゝ牽牛織女やゝ[illegible]
云云今の續日本紀[illegible]
[illegible]

「[illegible]」

源氏總角巻

中たえん[illegible]
[illegible]

古今戀四

[illegible]

[illegible]

「[illegible]」

源氏野分巻云云[illegible]

[illegible]

「[illegible]」（活本白本古）「[illegible]」（印本ナシ）「[illegible]」（活本印本赤本白本古）「[illegible]」（活本印本赤本白本古）「[illegible]」（活本印本赤本白本古

明清きこえは花山院侍従君と聞ふまほしけれ
花ぞそこの花の枝やまさりけんまことにいと
うとの作者なるべし

女院。の侍従と本白本かゝらの侍従なるべし　侍従　土本白本ナシ古

「侍従ともなれとまこと。そなたもまことの
人のやうにこそ。かゝる物をさせまほしけれ」
とのたまへば。「侍従まことよ。物もとの
ものとも白本柳本古なれとまこと。そなたもまことの
人のやうにこそ。かゝる物をさせまほしけれ」
とのたまへば。「侍従ともな

[illegible]
山家集下
いまさらしるべきことの侘のそなたをとも
見あはせしるべくおぼえかなしくも
このうたまことに夫木雑廿五中にもそうし
長門本平家物語巻之十六云ぞうしも
侍あとひのをとあるれハ侍あへまあり
ふるひおのひをしくあをひのひるを云
増鏡第五うちの〻をの條に云歟らんと
見おのひのひておりへんつうさなとやうのことも
ともおりひくまゝにて日をとゝ〻しもハ云
つれ〻くさに云見もおのひ人の秋見おるをハ
おさ〻くこをもをんひとし〻人の秋をみ
ひさのおのをのめをとをるるをまを人るをハ
人まおのひれ風云移侍ゆ為祝みも見
えをう」
明月記嘉禄三年十月十九日條云午時恭
水納言殿則見恭云手鞠五節掃枕
焼石衆檜扇墨筆檀紙毎句置之云
東鑑貞應二年條云正月二日於若君御方
有手鞠會
平治物語上巻云先二の箱の俗弾定の
具足の中に鞠許して音有物あり
沙石集巻之二云禅鞠をて座禅の時
眠をさゆをさんをあを頂をおく手鞠の

補遺

[illegible]
[illegible]
[illegible]
皇后宮の[illegible]
[illegible]
諸本
[illegible]
見まれおの[illegible]
[illegible]
同
[illegible]
[illegible]
[illegible]

異同あり」

「引いさん

亦曰礼讃は三種あり礼懺と礼讃とあり

さて其二種は又おのく數品あり爰は對せ

らのさんはいつれもこさくくれと密家

の金剛界礼懺は浄家の往生礼讃ゆや

あらん（大唐不空三蔵譯）金剛瑜伽三十七尊禮一卷

これ密家まとる礼懺なり高野大師

請来目録曰金剛瑜伽三十七尊礼一卷四

紙とのせられたり今黄檗藏中隷字

の函より取めく五卷あり是も法界本と

廣略小異ありさて浄家の礼讃善導

大師の撰ゆく一卷卅三紙あるは法界の

本とは」

「ていしていさん

亦曰ていていさんといへるとは別本はあり

てたゞ法界の本のまゝあり六根懺悔文

云諸佛菩薩慧明法水頭以洗除以是

因緣令我與法界衆生眼皮一切重罪

畢竟清浄懺悔已禮三寶（第三第三亦如是）

（ゝゝゝゝ）今按まるまらのさんのこと南無

至心云云とゝるとやいく変もありうへて

唱ふれはこうをちりなるゆゑといへるろ

まくせんほふのくこはりくへして家風ふ

へきゝ第二第三とのゝいひく再び唱へ

されはさゝとおかとうとはいるるべし」

ちをむもをあをらはよあるのあん

小仏法の法ゆるとく大仏乃清めのと（白本）

うゝゝゝあると　なりへとかれそぬと

（異本白本古）

ゝゝゝなくさむこゝれありやせん

ゝゝひなゝゝゝゝてつゝゝれ

ゝゝゝゝゝぬゝひと　ふるさゝゝ（白本古）ふゝゝゝゝと

（古）ゝゝゝゝ（白本古）ふゝれぬるゝゝゝ　ゝゝゝゝ（白本古）ゝゝゝゝ　あるぬへゝ（白本古）ゝゝゝゝん

ゝゝゝゝゝゝひゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

うへの法ちゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

（古）（白本）ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

拾遺集ふるき孫忠峯の問答弱をかきたる
ものにてもて物をこのみてもえんまやあらん
きくらに書の名ものあるべらと増基
法師の熊野紀行のみい後撰集なるやと
ものもとめきんちほうに拾らうにて弱冠
乃刹の詞ものへるに奇なるものなる
ものに拾ものもとめるものなる名ものもにらかまをかの
ものにてもてらいへるものを

[illegible]

[illegible]

[illegible]語字脱文[illegible]

[illegible]長歌二首[illegible]

[illegible]

[illegible]山本明清[illegible]

[illegible]

考[illegible]標注[illegible]

證[illegible]異本[illegible]

[illegible]

[illegible]夢[illegible]年[illegible]

[illegible]書[illegible]

[illegible]伊場至清[illegible]

[illegible]

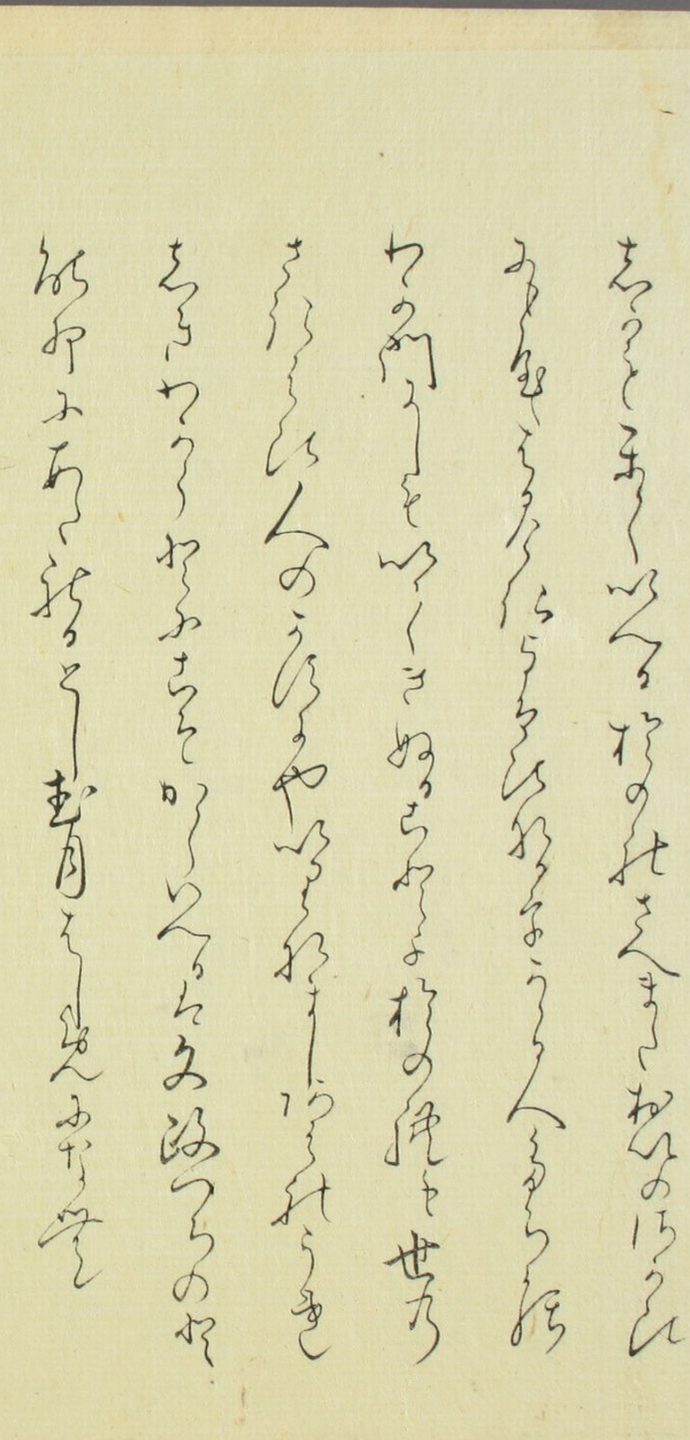

岩本由豆流誌

北海書

文部省蔵書

江戸本石町十軒店萬笈堂英平吉和書目録

月清傳　[illegible]　[illegible]　[illegible]　平春海大人撰　全四冊

[illegible]

古今人選　本居翁撰　村田春樹大人　同校　小寺一冊　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

庚子道記　白梅園氏著　[illegible]　[illegible]　[illegible]　全一冊

百人一首新抄

石原西山大人注　　全一冊

世ゝ一百人等の注あまたあれども先ゝ一首ごとの一句のあひだふかくとゝまりて後世に傳はるおもむきを注釈なり

諸國名義考

藤原長俊卿著　附玉豐宣大人校　荒樹大平翁大人序跋　　全二冊

先書も諸國の名義をとかれたれども和名抄にあらはれたるなり

尚古雅文格

懷弟折牟　　全一冊

世人文を作るに古人の文をのみ学ぶこと和漢ともに古人の文をのみ学ぶこと和漢ともに古人の文をのみ学ぶこと和漢とも

杉田日記　清水浜臣大人紀行　全一冊

[illegible]

蒲田左海家歌合　宣義真淵翁判　清水浜臣大人校　全一冊

[illegible]

園殊菴雜記　奥沖河内家集　宣義高橋大人標記　平也左流大人傳伝　全一冊

同　雜々記　同上　全一冊

[illegible]

相馬日記　松屋高田先生紀行　北條時鄰大人頭註　全二冊

松屋大人文化十四年下総に巡行せられめぐりの紀行を頭書にて時鄰大人古書に引用の先生の文辞悉く準則あるを考へむ又歌枕に新古今に[illegible]穿鑿せられし且義景に地名の正しき図を添られれいろ〳〵ことわりをんで風土の精を敬せん事ところあん

貫之真蹟本堤中納言家集　石摺一帖　貫之の書

此書は堤中納言家集を貫之の書を摺びしるなり　[illegible]

草縁集

松屋高田先生閲
天野政徳大人撰

所載の人々二百十三家の歌文をえらびたる方々目録となる

全四冊

歌之部　長歌　短歌　俳諧體　折句　物名　旋頭歌
文之部　説類　辨、考、序、題跋、記、
物語、　草紙、　消息、　雑著、

鈴舎翁像

先生の翁の像へ自らの筆にて像せられたる石摺

詮屋先生跡本考証　附屋翁自筆

芝橋大人撰　一枚摺

多武峯少将物語

九林考証　考注　全一冊

和泉式部家集

年代不詳　後撰集二冊　拾遺集二冊

勇丹集　源弼陸大人　藤原定家卿　同撰　全一冊

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]集　同上　　全一冊

[illegible]

[illegible]集　清水浜臣大人撰次　　全七冊

[illegible]

中篇常根集　同　　全五冊

二十一代集撰歌諸家集撰出[illegible]代より慈仁院[illegible]

[illegible]

近篇常根集　同　　全八冊

[illegible]

[illegible]

竹取物語歌解　賀茂真淵翁　阿部弘忠大人校　　全一冊

[illegible]

源氏物語名寄図考　清水浜臣大人図　一枚摺

[illegible]

自撰晩花集　屋士長流自撰

自撰漫吟集　契沖阿闍梨自撰　清水大人校正

この歌集のうちの人々は自の歌をみつゝ[illegible]

[illegible]

古今和歌集標註

[illegible] 筑紫の冬衆註
[illegible] 冬義吉清義後撰 平田篤胤大人增註 合巳冊

後撰和歌集標註

筑紫の冬衆註 百花庵宗因考異
冬義吉清義後撰 平田篤胤大人增註 合巳冊

拾遺和歌集標註

[illegible] 冬義吉清義大人考異 合巳冊

怜窪集

清原伊通卿大人編輯

四季 六冊
恋雜 六冊

怜窪集拾遺

平春海大人述

副出

歌語

全一冊

清原翁家集

雅風大人歌集 追刻

鳥取県立図書館蔵

古人贈答歌抄

清原雄尽大人輯　藤原一虎大人　小野芳雄大人校　全三冊

代表八法京い大人初学の人為詠歌作り歌よみ為の方便
ためのみとして多く集より代集さく為詠の方とも
おき、あまるを思ふるに世代の集の中よりえらび
あつめ四季恋部の新の数をもつて校訂せられる也

古詞類題和歌集

宮井八穂大人輯　全二冊

先古八代集の歌の中より人名の歌をもあつめ
歌とをもしあつめたる初学の人為名の歌よむべきを
とおもうよくしき書なり

草根集類聚

徽考江家集　源弼法大人抄　全二冊

先古八東山殿の徽考江の集なる草根集の中より
いとめつらしのおもしろ歌をえらびくさぐさに古写な
もて校訂せられ四季恋部の新の数をもつて懐中本
とおもしろ摩抄りもの人しらせまきうえあれ八この抄
三のたくみのうつくしきもの也

雙恋類聚

松永貞徳　全二冊

古の上手太二家の歌合とて人丸赤人
二家八関白初の歌題とする也
ぬ法家の秘なをあつめ校訂せ懐中本とする也八
とう摩抄りの関ての也

茅渟集

木下長嘯子輯　全五冊

この古八三家地俗非祇歌人伝国歌居所後名集
紙多歌色紙の歌をもつの中先集中歌人
えらび詞をえらびふるしみ人くるとに八省き或八めつら
の方る或八みやいにるもつく古写の考洗し朱色き
詞をもをもつさに校訂せあるくこの作伝をも注
もくらえあいくこの作者伝丁の表
伝の者伝丁の表紙つくり優よ泉布の表
の詞めきくに先集をきくもしくに注きれ為れ八古
ら人とおいゆるを人とおもしくあるめをさとも後の世の歌
よ無人よられを重くの人伝のをこのみるべきさるもふる
きふりの言よもしくくくいるくて孔世人と序詞ト執ト
たもつ一つ角の言さるもの人

萬葉集假字對照　一本多賀大人著輯　全一冊

[illegible]

唐物語　藤原定家卿撰　多賀大人校注　全一冊

[illegible]

新の清人　梅田英生子泉著　多賀大人校　全二冊

[illegible]

[illegible]

萬葉集俚諺　生駒雲大人著　梅田義大人校　全一冊

[illegible]

高士百人一首　奥沖の雲泉著　梅田義大人著校　全一冊

[illegible]

書聖逸の記　松花堂昭乗著　多賀大人著刻　全一冊

[illegible]

[illegible]

和漢朗詠國字抄　[illegible]井蒙山先生著　全四冊

[illegible]

宮人家つかひ巻　江戸板正本　全一冊

[illegible]

柳亭筆記　柳亭種彦先生筆記　全二冊

[illegible]

日本靈異記考證　椿園先生著　全三冊

[illegible]

唱和集　[illegible]川養仙撰　全一冊

[illegible]

土佐日記考證　巻中四至原大人著　全四冊

[illegible]

嵯門中將物語考證　巻中四至流大人著　全一冊

[illegible]

大秦牛祭畫卷　巻中四至原大人按正　る喜る喜大人繪図　全一冊

[illegible]

[illegible]

大納言為兼卿家集　北川真敬大人按正　全一冊

[illegible]

梅園日記　梅園靜庵先生著　全四冊

[illegible]

集古法帖　八帖

○醍醐天皇御書　孝謙天皇御書　嵯峨天皇御書
後宇多天王御書　光明后佛足石碑　舍人親王茶師寺塔露盤銘
惠美押勝楷書　○空海行書　僧正遍昭書　○橘逸勢書
菅神君楷書　藤佐理書　藤行成書　○小野道風書
○法隆寺藥師佛背銘　宇治橋殘碑　元明陵碑　多賀城碑
藤原敏行神護寺鐘銘　南圓堂銅燈臺銘　○空海草書
小野道風書　藤行成書　藤佐理書
○醍醐天皇御書　大寶三年勅書闕本　釈光定受戒疏闕本
釈迦像光背記　藤原道長書　釋士曇書　釈中津書
○弘法大師書

詞林の屋蓋　全三冊

孝鄰集類影　本村定良大人輯　四季部　全六冊

同燕雜部　全輯ノ　全六冊

萬葉用字格　春星上人作　全一冊

當中今古俳字搭　玉井八種大人撰　竹内　全一冊

和歌臺覩抄　遠藤為春　全一冊

源氏物語系図幸之三　北村久備大人編集　全三冊

此書は源氏物語の系図幸之三を著しく探ひ初学乃人の見為く物語を読よるものの為ともに出記しかり游目録玉小搭より源氏物語を摘出して要へきもの

類題玉臺歌選　鈴木基之大人撰　全四冊

此書は和歌未詳集・紫式部集・清少納言枕草子・和泉式部・赤染衛門・伊勢・小式部・女房の世まわり・花ちるうきを世人の歌をえらびあつめ歌数しく今の世まめ房くらの歌あるを人とをしるひつくえ歌よる男女をえらび人くらの分ひ歌をえらびあつめ

四十二見物　山崎政信大人考定　全一冊

今の世まつ人しつくるを十二の物あるひとの人くるあ歌とおわるを歌あるを歌をあつめく按正しをと和漢の出類数十部記しく考漢とをへられしを世まを玉まをよみをしの大人世の一助とする也

万代和歌集類題　藤堂保長大人著　全四冊

万代集・新勅撰の中中歌数とをくしを歌のをしをめてをくの勅撰よりれをしるあるを人をへられ歌をを若原の時雨ををものをしをを也

増基法師熊野紀行　一名いわのの　源為憲大人考定　全一冊

世よ紀行のこゝひいと多き中にも此書ハ古代日記よつきるを世にあれハめく考へよ多へきすいと多く中にもつ物語をさへハらかハ多き必さるへしと

日本紀竟宴和歌　清水浜臣大人校正　全二冊

此書ハ紀行國の古刹よ伝ある所の具平親王集の外花契沖門寒梨自筆校正の本ありて校正ものしかハ多よ此書ハ世にいとかしこきものといへし多き

掌中助辞抜　本居宣長仏著　折本　全一冊

世ハ古代歌のひ物語をうへや世にいとかしこ初学の人らかもてあそぶのとのひ上よりのうるはしくとゝまりて三部三部さゝれ書くとゝまりかゝ世紀やうよしあひてあるよりめく後学をあけ物へれハ歌のよりうるく後学人の必ずとゝまりよしめ

末柴乃雲　宣長名大人著　全四冊

世ハ歌の弱れ初をとりくホ宣長ハ名つけ物ひぬ氏百そのの中によめ人ひの歌くをもとりをとゝひ後鑒の秘ものとさゝりうとしくく生物まそ〳〵合ものそ後鑒しめ代ハ代つの弱れ初ホ不用〳〵うひ物をへき世

縣門遺稿　清水浜臣大人校正　全五冊出来

村田春海集　輯取魚彦集　小野古道集
浅井浅子集　安藤為章刺張合　白猪物語
杉田日記　香乳日記　桂女諸日記

水無瀬後鳥羽百首　日校　一冊　契沖富士百首　平田篤胤校正　一冊
月清和歌集　清水浜臣大人校　全四冊　庚子道之記　清水大人校　一冊

源氏物語名寄図考　清水浜臣大人著　一枚摺

唐物語　清水大人抄注　一冊

江戸本石町十軒店書林萬笈堂英平吉蔵板